

云々ト

ノ條件ニ以テ解雇ヲ其後ニシテ依ル

二 要求事項及経過

於解雇者後ニ受テタル労働者等ニ於テハ現在経済界ノ不況ニ鑑ミ死活問題ナリトナシテ三月一日午会中全労工業界果令協議 既思一名ノ代表者等ニテ在テ

二 工場主ヲ訪ヒ

一 秋後輪流ニ就テハ責任期トシテ定ムルコト
二 市ヨリ補償金有善ニ不相干ル五ノ日分定テ支給スルコト

ルコト

要求ニ出テタルカ 工場主ノ能ハスル事博ク就一

寧日一同東京市ニ對シ補償嘆類ノ貫徹ニ尽力スル

得筆ヲ説キタルニ職工側又之ヲ諒トシ先一同署名ノ上森市會議会ト共ニ市老局ニ補償ノ実行方ヲ陳情スル事ニ決シ退出ニ準備中ニアリ

三 労働団体ノ動靜等

果車製材従業員會ニ於テハ會勢扶強ノ為メ斗争激甚ニ接方内而筆勅ノ模探アルニ又職工側ニ於テハ却テ之ヲ忌避シ居ルニ模探ナルニ付流意中ナルカ事件ハ公益事業ノ影響ヲ受テタル工場閉鎖ニシテ其ノ労働者ノ受テタル補償如何ハ相當注目ニ任スルニト認メ

右及申(通)報候也